

中古品のガスこんろを販売する古物営業者の皆様へ！

ガス事業法と液化石油ガス法は、ガス器具による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図ることを目的として、指定製品の製造及び販売を規制していますが、平成20年8月に、天ぷら火災等の火災事故が多いガスこんろが、省令により指定製品に追加指定されたことから、この指定により平成21年10月1日からは、PSTGマーク又はPS LPGマークを貼付していないガスこんろ(中古品を含む)については、販売ができなくなりました。

PSTGマーク・PS LPGマーク

国の定めた技術上の基準に適合していることを示す表示で、PSTGマークは都市ガス用器具に、PS LPGマークは液化石油ガス(LPガス)用器具に貼付されます。

指定製品の追加指定について

指定製品とは、使用条件、使用状況等からみて、特にガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるガス用品で、ガス用品の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令に定めるものをいい、一般消費者の生命又は身体に対し、特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で、消費生活用製品安全法施行令に定めるものをいい、使用者の誤使用や不注意による製品事故が多いことから、

家庭用ガスこんろ

が追加指定されました。

中古品のガスこんろの販売禁止について

平成20年10月1日から、技術基準に適合したPSTGマーク及びPS LPGマークを貼付した製品以外の製品については、製造・輸入・販売が制限されています。

販売については、規制の周知、市場への影響等を鑑み、平成21年9月30日までの1年間は、PSTG又はPS LPGマークを貼付せずに販売できる経過措置を設けていました。

平成21年10月1日からは、PSTGマーク又はPS LPGマークが貼付されていない中古品を含めたガスこんろについては、販売ができなくなりました。

詳しくは、経済産業省の「製品安全ガイド」に関するホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

群馬県警本部生活安全部生活安全企画課
(電話027-243-0110)

